

5-81の3 後面衝突警告表示灯

5-81の3-1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。（保安基準第41条の5第1項関係）

5-81の3-2 性能要件（視認等による審査）

- (1) 後面衝突警告表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車と衝突するおそれがあることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第41条の5第3項関係）
- (2) 後面衝突警告表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するものであって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、5-79-2-1(1)及び5-80-2-1(1)に定める基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。

なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第3項関係、細目告示第217条の3第1項関係）

- (3) 指定自動車等に備えられているものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第217条の3第2項関係）

5-81の3-3 取付要件（視認等による審査）

- (1) 後面衝突警告表示灯は、その性能を損なわないように取り付けられなければならない。（保安基準第41条の5第4項関係）
- (2) 後面衝突警告表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するものであって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、5-79-3(1)①から④まで、⑥及び⑦まで、5-79-3(2)②、③、⑤及び⑦から⑩まで並びに5-80-3(1)②に定める基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。

なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第4項関係、細目告示第217条の3第3項関係）

- (3) 次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第217条の3第4項関係）
 - ① 指定自動車等に備えられたものと同じの構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯